



## 固定資産税・都市計画税(家屋)の課税誤りについて

本年6月に、市内のマンション所有者から固定資産税及び都市計画税に係る家屋の評価額について問い合わせがあり、家屋調査票等を調査したところ、算定の基礎となる床面積の計算に錯誤があり、新築後の当初課税年度(平成19年度)から過大に課税していたことが判明しました。

### 1 錯誤の内容

税額算定の基礎となる課税床面積について、登記床面積を使用すべきところ、誤って評価床面積を適用していたため、共用部分のうち本来は課税床面積に含まれない駐車場及び外階段の面積を加算していました。

### 2 対象物件及び対象者数

平成18年築 鉄筋コンクリート造のマンション1棟

対象者数：61人

### 3 影響額

影響額の総額 9,630,200円

【内訳】

	税額相当分	加算金相当分	合計
地方税法に基づく還付	3,613,900円	88,600円	3,702,500円
返還金	5,409,800円	13,300円	5,423,100円
修正により減額する税額 (平成30年度第3・4期分)	504,600円		504,600円
合計	9,528,300円	101,900円	9,630,200円

(加算金相当分は9月末日で還付した場合の試算額)

直近の5か年度(平成26年度～平成30年度)分については、地方税法第17条及び第18条の3の規定に基づき還付し、平成25年度以前のものについては、「呉市固定資産税等の過誤納金に係る返還金支払要綱」に基づき返還金を支払います。

対象となる皆様には、9月上旬に訪問等により説明させていただき、速やかに還付等の手続きを行ってまいります。

### 4 錯誤の原因

現行の家屋評価システムへの入力ミスであり、そのチェック体制が不十分でした。

### 5 他の物件への影響

現行の家屋評価システムにデータが保存されている全てのマンションについて確認した結果、他に同様の課税誤りはありませんでした。

### 6 再発防止策

組織としてのチェック体制をさらに厳格にし、再発防止に努めます。